

国立大学法人東京外国語大学客員教授等選考基準

〔 昭和40年 9月29日 〕
〔 制 定 〕

全部改正 昭和54年10月 1日

改正 昭和62年11月18日 平成12年 2月 8日

平成16年 4月 1日規則第155号 平成19年 2月27日規則第10号

平成20年 4月 1日規則第38号 平成27年 3月24日規則第38号

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における客員教授及び客員准教授の選考に関し必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する者のうち、本学において引き続き3月以上、専攻分野について教授又は研究に従事し、本学の教授又は准教授と同等以上の資格があると認められる者について、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学特任外国語教員等に関する規程第2条の規定による特任外国語教員
- (2) 国立大学法人東京外国語大学外国人研究員に関する規程第2条の規定による外国人研究員
- (3) 認可法人、独立行政法人等との連携協定による非常勤講師
- (4) 国立大学法人東京外国語大学寄附講義等規程第7条第4項の規定による非常勤講師
- (5) その他学長が特に認めた者

(選考)

第3条 客員教授又は客員准教授の選考は、学長が行う。

2 学長は、選考にあたって当該教授会に意見を求めることができる。

(通知)

第4条 学長は、客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合は、文書にその旨を明記して本人に通知する。

附 則

この基準は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和62年11月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年2月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。